

静岡県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第59号

静岡県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県核燃料税条例施行規則（令和2年静岡県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「年7.3パーセントの割合（」の次に「令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合。令和3年1月1日以後の期間については、」を加える。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。